

2009年11月5日

NTT都市開発株式会社
三菱地所株式会社
東京建物株式会社
株式会社サンケイビル

大手町一丁目第2地区第一種市街地再開発事業 特定建築者決定について

NTT都市開発株式会社、三菱地所株式会社、東京建物株式会社及び株式会社サンケイビルは、2009年6月15日付で大手町一丁目第2地区第一種市街地再開発事業の特定施設建築物（A棟）を整備する特定建築者として内定しておりましたが、このたび東京都知事の承認を受け、2009年11月4日付で特定建築者として決定しましたので、お知らせいたします。

今後、再開発事業の特定建築者として、引き続き関係各位との協議および特定施設建築物（A棟）の整備を進め、都市再生プロジェクトに相応しい再開発事業の実現に向けて、鋭意努力して参る所存です。

以上

参考

大手町一丁目第2地区第一種市街地再開発事業の概要

- 施行地区：大手町一丁目地区第一種市街地再開発事業参加地権者の従前建物跡地
(東京都千代田区大手町一丁目)
- 地区面積：約 14,100 m² (全体)
- 延床面積：約 110,000 m² (A棟) / 約 242,700 m² (全体)
- 建物構造：鉄骨造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造
- 建物規模：地上 31 階 (A棟) ~ 35 階 (B棟) 地下 4 階
- 最高高さ：約 154m (A棟)、約 177m (B棟)
- 主要用途：事務所、店舗、駐車場
- 事業手法：都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業 (個人施行)
- 施行者：独立行政法人都市再生機構 (代表施行者)
三菱地所株式会社 (共同施行者)
- 特定建築者：N T T 都市開発株式会社
三菱地所株式会社
東京建物株式会社
株式会社サンケイビル
- スケジュール：2010 年 4 月 施設建築物工事着手 (予定)
2012 年 9 月 施設建築物工事完了 (予定)

[A棟は特定建築者が、B棟は共同施行者である三菱地所株式会社が整備]

※特定建築者制度とは

市街地再開発事業において、施行者以外の者が、施行者に代わって施設建築物を建設し、権利変換計画の定めにより自ら建設した建築物の保留床 (権利者が取得する床以外の床) を取得する制度。この制度により建設される施設建築物を「特定施設建築物」、特定施設建築物を建設する者を「特定建築者」と言う。